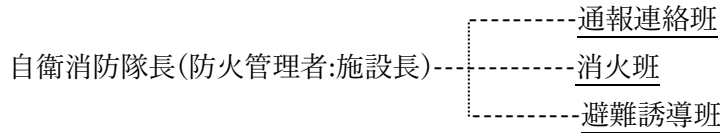


別紙 1 防火計画(南海トラフ地震防災規程)第 3 条(自衛消防の組織)及び連絡網等について

第 3 条火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

(1)自衛消防隊の組織及び任務分担は、次のとおりとする。

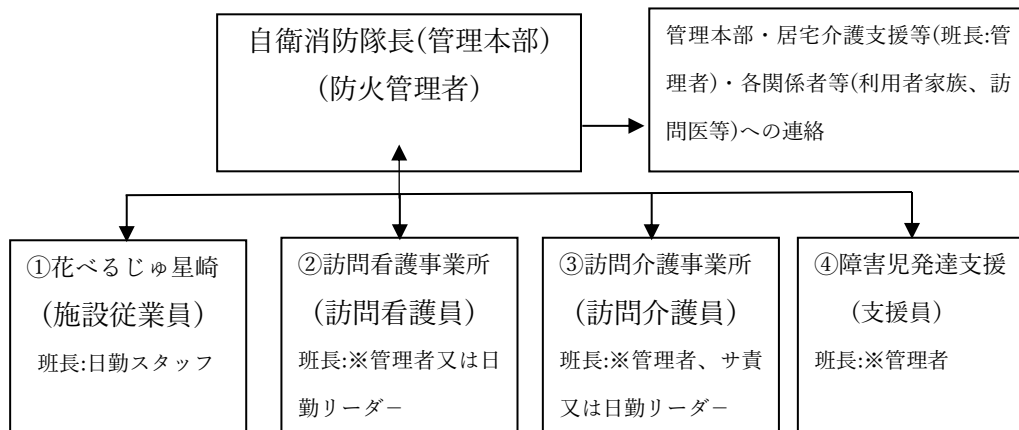


(2)自衛消防隊の任務分担表

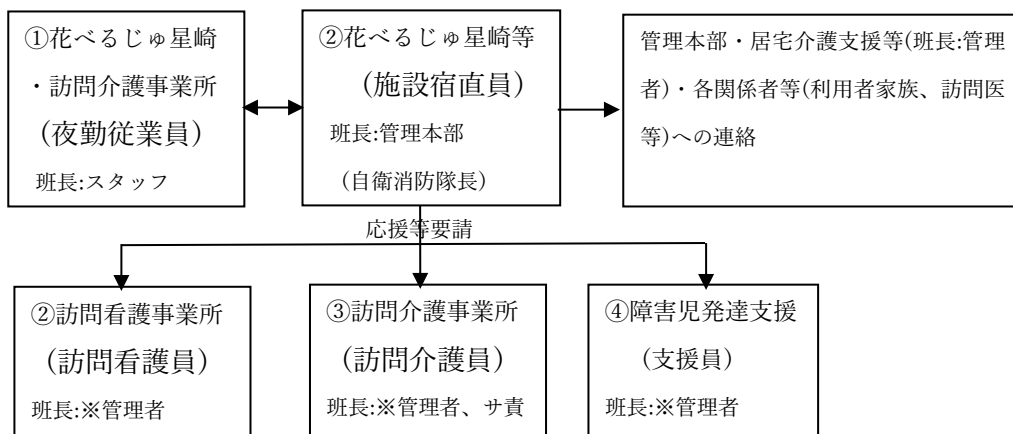
班	主な任務
通報連絡班	119 番通報、各事業所への報知等及び到着した公設消防隊へ情報の提供にあたる。
消火班	消火器その他の消火設備等を使用し、初期消火活動にあたる。
避難誘導班	出火階とその上階の避難者を協力して、避難誘導を行う。防火戸等の閉鎖を行う。

①自衛消防隊の組織図及び連絡網等について

(1)日勤帯(8時30分～17時30分) <通報班・消火班・避難誘導班①②③④>



(2)夜勤帯(17時30分～8時30分) <通報班・消火班・避難誘導班①②+応援②③④>



②第 18 条第 3 項 2、自衛消防隊長に事故あるとき又は不在のときは、②③④の管理者が連携する。尚、班長も不在の場合は勤務する者が自衛消防隊長の職務を代行する。

③通報連絡班・消火班・避難誘導班 について

災害時等は、自衛消防隊長又は班長の指示のもとスタッフが各班として連携行動する。

④自衛消防隊の連絡・応援要請について

自衛消防隊長又は班長より休暇、出勤前の従業員へ連絡を行う。

⑤入居者家族等への安否確認等の連絡について

自衛消防隊長の要請により管理本部及び居宅介護支援事業所等が行う。

⑥救援物資等について

花べるじゅ星崎内等に非常用食料等及び飲料水約 7 日分、その他災害用資材(発電機等)あり。その他、管理本部に食料・飲料水等約 7 日分を確保(但し、経管栄養剤については施設内あり)また、補助電源・延長電気コード(プリウス)・テント・毛布等を施設へ運搬する。但し災害状況に困難な場合は星崎学区等及び自衛隊等の救援を必要とする。

⑦従業員等帰宅困難等について

- (1)談話室、障害児通所支援を利用する。
- (2)星崎小学校を利用する。
- (3)管理本部、各事業所等を利用する。

⑧従業員等の連絡方法

- (1)携帯電話及びショートメール
- (2)LINE
- (3)災害時伝言板(117)(web117)

附 則

この、防火計画(南海トラフ地震防災規程) 別紙 1 は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
この消防計画は、別紙 1 令和 5 年 5 月 19 日から施行する。